

会 議 録

会議の名称	小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会	
事務局	小金井市教育委員会指導室	
開催日時	令和5年1月27日（金）午前10時00分から午前11時30分まで	
開催場所	小金井市役所第二庁舎 801会議室	
出席者	委員	小林委員長、坂井副委員長、今城委員、梅山委員
	事務局	加藤指導室長、西尾指導主事、向井指導主事、増田指導係主事
傍聴の可否	ⓐ ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	0人	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会あいさつ 2 事務局からの説明 3 協議等 4 事務連絡 	
発言内容・発言者名 (主な発言要旨)	別紙のとおり	
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ いじめに関するアンケート(例) ・ 小金井市いじめ防止基本方針 改定案 ・ いじめ対応のフロー 	

<p>小林委員長</p>	<p>1 教育委員会あいさつ</p> <p>ただいまから、令和4年度第2回小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を開会する。次第に従って進めていく。始めに教育委員会あいさつ、加藤指導室長、よろしくお願ひしたい。</p>
<p>事務局(加藤)</p>	<p>お忙しい中お集まりいただき、ありがとう。本来であれば、大熊教育長からあいさつを申し上げるところだが、公務のため参加することがかなわないため、私からあいさつを申し上げる</p> <p>本題に入る前に、本日、職場体験として緑中学校の2年生の生徒2名が受付をしている。いじめ問題は生徒たちにまさに関係する部分であり、このような会議が行われていることを知ることも貴重なことだと思う。この場に一緒に同席して参加することを予めご承知おきいただきたい。実際の職場体験の活動はここ2年間できなかったが、3年ぶりに体験ができて良かったと思っている。</p> <p>令和3年4月1日付で、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の委員を委嘱したが、早いもので2年間の任期の終了が近づいている。この間、小金井市いじめ防止対策推進条例の施行に伴い、令和3年11月9日付で小金井市いじめ防止基本方針を一部改定することができた。また、学校が行っているいじめ把握のためのアンケートについて、学校がアンケートの項目を見直すための参考となるアンケートモデルを作成することができた。いずれも皆様から貴重な御意見をいただき、実施することができた。現在は、小金井市いじめ防止基本方針の大きな視点での見直しのために意見を頂戴している。これまで小金井市におけるいじめ防止等の取組を推進するために協力いただいたことに、改めて感謝を申し上げる。</p> <p>本日が、定例会としては任期期間中の最終の会になる。この後、いじめに関するアンケートモデルについての報告をしてから、いじめ防止基本方針の見直しについて意見をいただきたい。</p>
	<p>2 事務局からの説明</p> <p>3 協議等</p>
<p>小林委員長</p>	<p>次に事務局からの説明、次第には3点記載されている。1点目、いじめに関するアンケートについて、事務局から説明をお願いしたい。</p>
<p>事務局(加藤)</p>	<p>前回の委員会では、教育委員会が学校に提示するいじめに関するアンケートのモデルについて、皆様から意見</p>

<p>事務局(西尾)</p>	<p>を頂戴した。いただいた意見をもとに、事務局において、いじめに関するアンケートのモデルを作成して、学校に提示した。</p> <p>詳細については担当指導主事より説明する。</p> <p>教育委員会から学校に示した、いじめに関するアンケートのモデルについて説明する。</p> <p>前回の委員会の協議をもとに、事務局として、いじめに関するアンケートのモデル例を作成した。資料「いじめに関するアンケート(例)」をご覧いただきたい。</p> <p>こちらを1月の校長会及び生活指導主任研修会にて配布し、各校のいじめに関するアンケートの見直しについて説明した。小金井市立小・中学校では、各校でいじめに関するアンケートを作成しているが、現状を確認したところ、前回の委員会でも伝えたが、具体的ないじめの行為を示さず、「あなたはいじめを受けていますか」や「周りでいじめを受けている人はいますか」といった聞き方をしている学校があった。そこで、具体的ないじめの行為を示して児童・生徒に聞くことで、小さいいじめからきちんと把握し、対応できることの重要性について説明した。</p> <p>また、このようなアンケートの機会に、いじめだけでなく、生活に関するアンケートとして「学校は楽しいですか」「学校は居心地が良いですか」「家族のことで何かありませんか」などを聞くことで、いじめ以外の学校における悩み事、そのほかには、虐待やヤングケアラーなどの早期発見に生かすことができることも説明した。</p> <p>ただし、こちらはあくまでも教育委員会が作成したアンケートのモデルなので、各校において、児童・生徒の発達段階や学校の実情に応じて、柔軟にアンケートを見直すよう、教育委員会から学校には伝えている。</p> <p>いじめに関するアンケートについての説明は以上である。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>ありがとう。今の説明について何か質問、意見はあるか。</p>
<p>梅山委員</p>	<p>校長会で説明したときに、何か質問や意見等があったか。</p>
<p>事務局(西尾)</p>	<p>全体の場合では、特に大きな質問や意見等はなかった。個別の意見としては、具体的ないじめ行為が1から9までであるが、全て聞かなければいけないのかという質問をいただいた。小学校低学年の児童は質問項目が多いと大変である上、メール、ネット、SNSなど現実的に行っ</p>

<p>梅山委員</p>	<p>ているかどうかという質問もあるかもしれないので、あくまで1つの例なので発達段階に応じて工夫するよう伝えた。</p> <p>アンケートのモデルのタイトルが「いじめに関するアンケート(例)」となっているが、前回のポイントとして、3 その他(3)に「いじめ」という言葉を使わないというところがあった。この部分の意図を理解されずに、このタイトルのまま使われるのではないかという心配がある。</p>
<p>事務局(西尾)</p>	<p>この資料のタイトルを「いじめに関するアンケート」としたのは、いじめに関するアンケート自体は学校で行わなければいけないので、そのモデルを示すという意味でこのタイトルにした。しかし、実際に学校でアンケートを行うときに「いじめ」という言葉を前面に出してしまうと、児童・生徒によっては事件やニュース等で取り上げられているようないじめ行為だけを捉えてしまい、タイトルを見ただけで「自分には関係ない」「自分の周りにはない」と思ってしまう恐れがある。例えば、いじめに関するアンケートを実施するときに担任の先生から「これからいじめに関するアンケートをする」という説明で、児童・生徒がないと決めつけてしまう可能性もあるし、このようなタイトルを見て児童・生徒が小さいいじめ行為について振り返れなくなる恐れがある。このような点については口頭で説明し、タイトル等を工夫する必要があると伝えた。</p>
<p>今城委員</p>	<p>とてもよくまとめられたアンケートの例だと実感した。特に、2 生活に関することについて、前回も話題になった虐待の発見やヤングケアラーの状況把握を踏まえている。対教師というか、教師が子供に対する不適切な指導や体罰等について、学校は辺りまで視野に入っているのか。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>これは確か前回も話題になった。</p>
<p>事務局(加藤)</p>	<p>教師から児童・生徒たちが何か被害等を受けた際については、前回も少し話したが、学校では体罰等に関するアンケートを主に12月を中心に児童・生徒に対して実施している。実施前に校長から全体に対して、大人が子供に対して暴力等を振るうのは絶対にいけないことだという話をした上で行っている。</p> <p>また、12月以外でも、何かあったときに、いつでも児童・生徒たちがきちんと訴え出られる環境作りをする</p>

<p>小林委員長</p>	<p>ようにという通知が、先日、東京都からあった。次回の2月の校長会で、その旨を学校にも再度伝えるということになっているので、そのような環境を整えている。</p>
<p>事務局(加藤)</p>	<p>ありがとうございます。この委員会はいじめ関連の法律や条例にのっとって行われているが、今の話はどのような関連のものなのか。東京都、文科省、大本はどこなのか。</p>
<p>坂井副委員長</p>	<p>これは東京都からの通知、正確には都立学校ではこのようにするので各区市町村も参考にという示され方だった。しかし、これはとても大事な要素であることは間違いないので、本市はもちろん、各区市町村はこれを踏まえて今後の対応を充実させる方向に進んでいくことになる。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>このアンケートのモデルを一読したところ、いじめの発見には十分なものだと思う。これ以上、何か加除修正は求めないが、発見後に見逃さない、きちんと対応するということが非常に大切である。アンケートをとって終わりではなく、あくまでもきっかけであることを意識して、その後に生かしていくことが大事だと思う。意見である。</p>
<p>坂井副委員長</p>	<p>難しいところである。以前、不登校対策をしていたとき、子どもの欠席に敏感になるために、決めた日数の欠席を超えたら教育委員会に報告するということを小金井市から始め、全国に広まった。そのときに不登校を見つけた後にどうするか、学校の先生はどのように対応したかという報告を求めた自治体があった。該当する不登校の生徒がとても多い場合や何十日以上も欠席している場合は、先生たちの顎が上がってしまった。私は、消防士が消火活動をやっている最中に、消火状況を報告せよという書類を出させる消防署はないということを伝えた。教員側からはものすごい拍手をもらったが、教育委員会はどのように学校にお願いをするのか、管理のために教育委員会が行っていると思われると反発を招くものだと感じた。</p>
<p>事務局(加藤)</p>	<p>今後の対応の仕方は学校によって違う。一方的に何かを決めて伝えるというのは、なかなか難しい。</p>
<p>事務局(加藤)</p>	<p>教育委員会としては、何か書類等にまとめるためにアンケートをしている訳ではない。学校に大事にしてほしいこととして伝えているのは共有することである。個々の児童・生徒の状況をしっかり見ることが大前提ではあ</p>

<p>今城委員</p>	<p>るが、共有する、教員が一人で抱えない、アンケートで出たことを必ず共有してほしいという話をしている。</p> <p>3 その他(2)で、記名欄を設ける場合は用紙の上部に設けるということだが、先程も出たように、事後の対応が非常に重要になってくる。このアンケートの記載はどのようになっているのか。例えば、教室内で時間を設けて書く、これまでも議論になったと思うが記名欄があると書きにくい、家庭に持ち帰って書くということもある、折り畳んだり封をしたりして提出するという方法もあると思う。その辺りについてはどうなのか。</p>
<p>事務局(西尾)</p>	<p>教育委員会からこのような方法でという示し方は特にしていない。アンケートを行うとき、書いている時間が長い児童・生徒が周りからどのように見られるかという心配があるので、いじめに関するだけでなく、例えば、友達の良いところ、最近自分が頑張れたことなど、どの児童・生徒もある程度、何らかの記述をするような工夫をしている学校もある。</p> <p>また、GIGAスクール構想で取り入れている学習者用端末を使用している学校もある。そのようにすることで、学活の時間などに一斉にという方法だけではなく、家庭で行うということもできる。欠席した児童・生徒にも対応できると思う。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>他にいかがか。以上でよいか</p> <p>次に2点目、小金井市いじめ防止基本方針の改定案について、事務局から説明をお願いしたい。</p>
<p>事務局(加藤)</p>	<p>前回の協議では、小金井市いじめ防止基本方針の改定に向けて、基本方針全体のつくりと、学校及び教育委員会の具体的な取組について意見を頂戴した。主な意見としては、教員がいじめを把握した後の対応の流れをわかりやすく示せるとよい、重大事態について大きな項目として示したほうがよい、いじめの加害側への支援に関する記述が必要であるといった具体的な意見を頂戴した。</p> <p>事務局では、前回いただいた意見を基にして、小金井市いじめ防止基本方針改定に向けて第1案を作成した。また、教員がいじめを把握した後の対応の流れに関して、いくつか近隣自治体の資料を収集した。協議の詳細については、担当指導主事より説明する。</p>
<p>事務局(西尾)</p>	<p>まず初めに、前回の協議の中で、教員がいじめを把握した後の対応の流れをわかりやすく示せるとよいという意見をいただいた。そこで、教育委員会で資料を3点収</p>

集した。

ステープラー留めの資料のうち、一番上に「6.学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」と書かれている資料、こちらは市内の小金井第四小学校の学校いじめ防止基本方針に記載されているものである。校内のいじめに関わる組織を基にして、いじめを認知したときの対応について学校独自で作成して、いじめ防止基本方針に記載しているものである。

その次の資料は町田市のいじめ防止基本方針に記載されているものである。事務局で検索してみたところ、自治体で作成しているいじめ防止基本方針に、学校においていじめ事案が発生したときの対応をこのようなフローとして記載しているのは、都内多摩地区の自治体ではほとんどなかった。学校における対応は各校の実情によるところが大きいため、町田市ではこのように作成して学校に示しているが、自治体としてはあまり作成していないという実情があることがうかがえた。

その次の上部に「いじめの重大事態発生時の基本的な流れ」と記載されている資料は、令和4年12月にいじめ防止基本方針を改訂した小平市のものである。このように重大事態が発生したときの対応をフローで示している自治体は小平市以外にも数多くあり、本市においても重大事態発生時の対応については作成しており、令和3年度第1回目の本委員会においても委員の皆様にお示しした。いじめの対応のフローについての説明は以上である。

続いて、小金井市いじめ防止基本方針改定に向けての第1案について説明する。

本日は、改定案というA4縦の資料と、新旧対照表のA4横の資料を用意したが、A4横版の新旧対照表の資料の方が分かりやすいと思うので、こちらの方で説明する。

まず、1から2ページにかけて、1 基本方針策定の意義 だが、本日は改定案としては示してはいない。これまでの経緯を踏まえ、今後、全面的に検討する必要があると考えている。具体的には、小金井市いじめ防止対策推進条例の全文を踏まえた内容にすることや、「いじめのないまち小金井宣言」が出されてからいじめを取り巻く状況等が変化しているところがあるため、新しい宣言のようなものを考える必要があるという意見をいただいている。

続いて、6ページの上の方、イ 早期発見 だが、こちらにいじめの実態調査について詳細に記載した。また、電話相談以外にも相談窓口を設けているので、電話相談等、という形で追加した。

同じく6ページ、ウ 早期対応 だが、こちらに早期対応につなげる場面と加害側への心理的な支援について追加した。(ア)が早期対応につながる場面、(オ)が加害側への心理的な支援について追加したものである。

続いて、7ページと10ページに、重大事態への対処、という項目を設けていたが、重大事態に係る詳細な記載を別の項目にまとめることにしたので、こちらについては、内容を少し簡略化した形で書くことにした。

続いて、9から10ページにかけて、カ いじめの防止等のための調査研究の実施、だが、こちらに記載していたいじめの実態調査については、6ページ、イ 早期発見、にまとめて記載することにしたので、移動した。

続いて、10ページに新たな項目として、7 重大事態への対処 をまとめて記載することにした。重大事態の定義については、いじめ防止対策推進法、文部科学省のいじめ防止等のための基本的な方針及び小金井市いじめ防止対策推進条例における重大事態発生時の対応に基づいた内容とした。学校及び市・教育委員会における重大事態への対処については、現行の重大事態への対処の内容を基本としつつ、一部、文言の修正等を行った。

小金井市いじめ防止基本方針の改定に向けての第1案についての説明は、以上である。

本日は皆様に、改定案で示した今回の改定点がいじめ防止等の取組としてふさわしい内容かどうか、改定点として示していない部分で気になる点はないか、特に、冒頭に示した、1 基本方針策定の意義、に記載した方がよい内容などについて意見をいただきたい。

説明は以上である。

小林委員長

それでは、今の説明について協議する。

始めに、改定案で示された今回の改定点が、いじめ防止等の取組としてふさわしい内容か。

6ページの(オ)、いわゆる加害児童等への指導及びという部分だが、条例ではどのようになっているか。毅然とした態度による指導は必要だが、アフターケアといった意味合いだったと思う。毅然としたとなると怒鳴っているような感じもする。クレーム対応の専門家に言わせると、毅然とした態度とはにっこりして行うものである。

事務局(西尾)

条例では、いじめ防止等のための対策として「いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等の心情及び背景を踏まえて行うとともに、いじめを受けた児童等及びその保護者並びにいじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援が行われること」と記載している。こちらの内容を踏まえ、実際、学校で行えることとして

	<p>は、指導という形ではなく教員が対応する、学校に配置しているスクールカウンセラーを活用するといったことが考えられるので、案としては、教育相談等の実施、という言葉にまとめた。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>方向性はよいと思う。被害児童等はもちろん大事だが、加害児童等にも配慮することが関わる教員にも必要であり、スクールカウンセラーだけでなく、ソーシャルワーカーが関わる場合もある。なかなかいい文章だと思う。</p>
<p>坂井副委員長</p>	<p>支援という言葉がひとつキーワードだと思う。指導と支援。ウ 早期対応 (オ)、に支援という言葉を入れられるとよい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>加害児童等の背景としてヤングケアラー等ということがあり、とてもやってられないという気持ちになっていることを踏まえると、ソーシャルワーカーが対応することかもしれないので、範囲を少し広げられるとよい。苦しんでいるのは被害児童等だけではないという気はするが、いかがか。</p>
<p>梅山委員</p>	<p>例えば、改定案の(オ)を「教育的配慮の下、いじめた児童等への毅然とした態度による指導及び背景を理解した支援や教育相談等の実施」とするのはどうか。現行では、毅然とした態度が指導にかかっていると理解している。今の改定案では、毅然とした態度が全体にかかる状態になっているので、これを指導だけにかかる形にして、その後の教育相談のところは、教員の枠組みとしては教育相談、ソーシャルワーカー等は支援の枠組みとして、背景を理解した支援や教育相談等の実施、とするとよいと思う。</p> <p>いじめ対応のフローのことも発言してよいか。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>梅山委員</p>	<p>多摩地区の自治体ではあまりないとのことだが、私としては可能であれば、重大事態以外でもフローで手続きを載せるとわかりやすいと思った。小平第四小のものもわかりやすく、町田市のは発見の段階から載せてあり、非常にわかりやすい。日常の観察、生活のアンケート、いじめのサインをそこから発見するというのが示されていて、どのような手続きで進めていくのかフローになっていてわかりやすいと思った。</p> <p>小金井第四小のものでよいと思ったのは、真ん中の指導方針・指導体制確立のところ、具体的に、被害児童</p>

<p>坂井副委員長</p>	<p>の保護、ケア、加害児童への働きかけと指導などが示されていて分かりやすい。イメージとしては町田市のをベースにして、真ん中のフローを進み、対応チームによるいじめ解消に向けた指導というところに、小金井第四小学校で示されているような具体的な内容などを記載することで、何をしなければいけないかが流れに沿って見えて分かりやすくなる。</p> <p>次に対応チームの編成のところ、SCやSSWを記載するとよいと思った。町田市のものに対応チーム編成というところに、学年主任、担任、部活顧問とあるが、SSWやSCも入るとよい。</p> <p>最後に、重大事態にかかわって大きな問題になっている要素として、被害者本人、保護者への説明や報告が十分でないというケースがあったので、被害者本人、保護者への説明、報告を明記するとよいと思った。</p> <p>現場の教員に細かく、全部、一挙手一投足を決めた方がよいと理解してよいのか。</p>
<p>事務局(加藤)</p>	<p>実際の更に細かい動きは、学校の中で色々ある。梅山委員からあったように、押さえるところをしっかりと押さえおくことが後々にとって大事になるのは確かなことである。そのような意味では、全体像を教員がしっかりと把握することは大きなポイントである。どの段階でどのようになっているかという目で見ただけで分かる形だと、教員も意識しやすくなるのではないか。そのような意味で細かく縛るといよりは意識づけという点では非常によいのではないかと思った。</p>
<p>今城委員</p>	<p>私も加藤室長と同じく、町田市のフローは非常に詳細でよくできていると感じたが、学校からすると情報量が多く、あまりにも細かく決めつけられすぎているという感じがするので、もっと簡潔にまとめて、説明や指導など重要な文言を絶対抜かないようにする必要がある。</p> <p>これからは地域との連携ということが大きくなるので、この辺りをもう少し明確にできるとよい。小金井市でもコミュニティ・スクールが進んでいるので、その辺りの委員会との関わり方も出てくると思う。</p> <p>教育委員会としてのフローはある方がよいが、コンパクトにまとめ、細かいところは各学校の実態、状況があるので、各学校に任せるとよいと思った。</p>
<p>梅山委員</p>	<p>右側にある重大事態の手続きをなくすだけでも見え方が変わると思う。ここに載せる必要はないかもしれない。</p>

事務局(西尾)	<p>本日示した町田市の資料は学校におけるいじめ事案の対応の部分だけであり、実はこの後に細かな重大事態への対応のフローが示されている。</p>
小林委員長	<p>不登校対策でも同じだが、円満に解消したときほど、みんなが良かったと言って、資料が保存されて終わることが多い。そこで何が良かったかを関係者で話し合い、今回学んだことを引き継ぐことで、学校の財産になる気がする。何が起きたかより、どうしたらうまくいったのかということが、一番価値がある気がするし、これを行うと先生たちが元気になる。自分たちがうまくいったことだから。だから、こうしたことが良かった、あのときこのようなタイミングでこのように言ったことが良かったということを一一般化できる何かにしておくとよい。教育委員会からこのようなことが分かったということ伝えていけば市の財産にもなる。いじめだけでなく、トラブルの解決など、どのようにしたらうまくいったかということによいと思う。</p>
坂井副委員長	<p>文言上の問題だが、これまでの重大事態の対応は学校と教育委員会で別々に規定されていて、今回取りまとめるのであれば、具体的に言うと、7ページのエ、10ページの(4)に、第7項に従い、とか第7項に基づき、と入れて統一していることを示すとよい。10ページの(4)もこれで終わりではなく、7項に基づいて調査を行うなどとすると明らかになる。検討をお願いしたい。</p>
小林委員長	<p>次に進んでよいか。2点目、改定点として示されていない部分、特に、冒頭、1 基本方針策定の意義、の部分についての意見、質問をお願いしたい。</p> <p>基本的には、条例を基にすることだが、いじめのないまち小金井宣言を全面的に書き換えるようなこともあるのか。</p>
事務局(西尾)	<p>学校におけるいじめ問題対策について大きな転機になったのは、平成25年にいじめ防止対策推進法ができたことだと教育委員会では認識しており、文部科学省や東京都の通知などにもそのようなところが記載されている。いじめのないまち小金井宣言で記されているとおり子供たちがいじめで苦しまない小金井市にするという理念は非常に重要なものであり、この宣言は小金井市の財産と言えるものだが、法律制定前の平成24年の宣言で10年ほどの年月が経っていることを考えると、このままでよいかという意見などもいただいているので、教育委員会としては見直しを検討しているところである。</p>

<p>小林委員長</p>	<p>この宣言には、学校等、市民の皆さんとも力を合わせ、と書いてある。宣言の原案を私たちが考えなければいけないのであれば、こちらからご意見ください、ご参加くださいという形で、市民の方と一緒に宣言を作るという方法もある。</p> <p>私は縁あって埼玉県富士見市にも関わっているが、子どもたちが子ども宣言をつくり、子どもの意見を取り入れ、子どもの会議を開き、何年かに一度は改定するということを行っている。</p> <p>決め方を考えた方がよいのではないか。</p>
<p>坂井副委員長</p>	<p>私も小林委員長に賛成である。原案をどのように作るかというのがあるが、市民の意見、実際の当事者である子どもの意見を聞き、少し時間がかかってもいいから財産になるものにできるとよいと考えた。</p>
<p>事務局(加藤)</p>	<p>ご意見のとおりで、今後のことを考えるとこの宣言は小金井市と小金井市教育委員会の連名になっているので、そのような点も踏まえなくてはいけない。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>審議会を通さないといけないということか。</p>
<p>事務局(加藤)</p>	<p>はい、そのようなところも考えなければいけないし、当然、市民の方も含まれることになるかと思うので、時間をかけて考えていくものになるかと思うが、まずは一歩踏み出すきっかけをこの場でいただくというイメージを持っている。</p> <p>子どもたちによる宣言というのも非常に貴重な意見かと思うので、それは別建てとして、1つのテーマとして考えることができる。子どもの方はどちらかと言えば教育委員会主体で動きやすいところではあるので、また考えていきたい。</p> <p>今日のところは、これまでの現状から、何かしら検討をしていくべきではないか、そぐわない部分が若干あるのではないかとといった部分を出していただきたい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>改定を見据えてということか。</p>
<p>事務局(加藤)</p>	<p>はい、この辺りは踏まえたいといった皆様からのまずは第一段階の意見みたいなものをいただけると、今後の足がかりになろうかと考えている。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>いつまでもその辺りについて、変える、変えると言うだけの形にならないよう、どこかで期限を区切ることも</p>

<p>今城委員</p>	<p>考えなくてはいけない。ここの委員会の任期は2年だから、例えば次の2年をめどに原案を作成するといったことを考えてもよいかもしれない。</p> <p>条例との整合性というものが出てくると思う。いじめ問題、子どもたちの健全育成を考えたときに一番重要なのは人権尊重だと思う。条例の中にも前文に、人権を尊重し、という言葉が入っている。今の基本方針には、人権尊重という文言がない。人権を尊重するというの一番根底にあるものだと思うので、人権尊重という文言が入るとよいと感じた。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>人権宣言の批准が行われていて、ぜひ入れたいという意見があったので、条例の中にも入れたのだと思う。</p> <p>この部分を変えたとしたら、条例から大事なところを抜いてきてという形になると思う。条例が定まるまでの歴史的な経緯は小金井宣言からスタートすればよいのかもしれないが、条例が定まり、今があり、新たな宣言を定める方向に進みたいと思うというような感じのものがあるとよいのかもしれない。</p>
<p>事務局(西尾)</p>	<p>条例の前文は、現行の基本方針の前文の内容の他に、人権のことや、条例の検討委員会が出されたいじめ問題についての意見を踏まえて作成したという経緯がある。条例に基づいて基本方針をつくる訳だから、条例の前文を踏まえる必要があると、事務局としては思っている。</p> <p>例えば、条例の前文には、いじめというのは子どもの基本的人権の侵害である、心身だけでなく将来をも壊す可能性がある、未来を担う子どもたちが、心豊かで安全、安心に生きる社会を作っていく、子どもに関わる全ての人々がこのいじめ問題については取り組まなければいけない、と定めているので、基本方針策定の意義のところにある程度は盛り込まなければいけないと、事務局としては思っている。</p> <p>この小金井宣言に代わるものをつくるとしたら、今いただいた意見のとおり、市民による意見、本委員会が出たいじめ防止対策についてのポイント、今城委員からの人権尊重といった内容を踏まえて作り上げていく必要があると、事務局としては考えている。また、先ほど指導室長からもあったが、小金井市との連名であるので、市長部局と調整しながら考えていく必要があると、事務局としては思っている。</p> <p>新しい宣言について他のところでいただいた意見としては、いじめのない、いじめ防止という内容ではなく、これからの子どもたちに必要な、夢と未来に向かって羽</p>

	<p>ばたくというような、そのような子どもたちになってほしいというような宣言も必要ではないか、というものもあった。たたき台ができている訳ではないが、いじめに関する宣言ではなく、これからの子どもたちのための宣言でもよいのではないかという意見もいただいている。</p> <p>迷走している感じでもあるが、今後、形にしていけるよう、事務局で調整していきたい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>いじめに関わる宣言ではなく、広い形でも考えているということによいか。</p> <p>それでは、次に進みたい。3点目、いじめ防止等のための対策の推進に関する諮問への答申、事務局からの説明をお願いしたい。</p>
<p>事務局(加藤)</p>	<p>小金井市いじめ防止基本方針を平成26年12月10日に策定して、いじめ防止等の対策の推進を行ってきたが、令和3年4月1日に小金井市いじめ防止対策推進条例が施行されて、改めて小金井市いじめ防止基本方針の検討を行うという必要が生じた。そのため、令和3年度第1回の本委員会において、小金井市いじめ防止基本方針について意見、見解を委員の皆様から賜りたく、諮問したが、ここで2年間の任期の終了が近づいているので、諮問に対する回答を頂きたい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会として諮問された内容に対して答申を出す必要があるということである。小金井市いじめ防止対策推進条例の内容に合わせた基本方針の改定は、令和3年度に行った。しかし、いじめ防止等の取組を踏まえた基本方針の改定については今回、事務局から出された第1案を基にして協議を始めただけである。ついては、現時点で答申を出すのではなく、次期の委員会に引き継ぐ形にしたいと思うが、よいか。</p>
<p>全員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>それでは、そのような形でよろしくをお願いしたい。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>最後に事務連絡をお願いしたい。</p>
<p>事務局(西尾)</p>	<p>4 事務連絡</p> <p>本日の委員会の会議録だが、準備が出来次第、電子メールで送付するので確認をお願いしたい。事務局からの連絡は以上である。</p>

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会 会議録

小林委員長	以上で令和４年度第２回小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を閉会する。
-------	--------------------------------------